

○宍粟市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月19日

条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

(費用負担)

第4条 法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、写しの交付その他の方法による開示に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にするよう努めなければならない。

(審査会の調査権限)

第6条 宍粟市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するために必要があると認めるときは、当該諮問をした市の機関（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、第6条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項

において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの主張書面又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の近くによっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を、当該資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第9条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（宍粟市個人情報保護条例及び宍粟市水道事業個人情報保護条例の廃止）

第2条 宍粟市個人情報保護条例（平成17年宍粟市条例第18号。以下「旧条例」という。）及び宍粟市水道事業個人情報保護条例（平成17年宍粟市条例第207号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条及び第13条の2第2項の規定によるその業務に関して知り得た同条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定による旧条例の廃止後においても、なお従前の例による。

- （1） この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- （2） 施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う業務に従事していた者

(3) 施行日前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この号において同じ。）若しくは指定管理者であった団体又は指定管理者に従事していた者

2 施行日前に旧条例第17条、第31条及び第38条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手続きについては、なお従前の例による。

3 施行日前において宍粟市個人情報保護審議会（旧条例第48条第1項に規定する宍粟市個人情報保護審議会をいう。以下この項及び次項において同じ。）の委員であった者に係る旧条例第48条第5項の規定によるその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

4 施行日前に附則第2条の規定による廃止前の旧条例の規定により宍粟市個人情報保護審議会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例の規定による調査審議については、なお従前の例による。

（宍粟市情報公開条例の一部改正）

第4条 宍粟市情報公開条例（平成17年宍粟市条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

○宍粟市個人情報の保護に関する法律施行細則

令和5年3月14日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行について、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び宍粟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宍粟市条例第26号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令6規則17・一部改正)

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(令6規則17・追加)

(開示の方法等)

第3条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法とする。

(1) 当該電磁的記録が映像又は音声記録されたものである場合 視聴又は複製物の交付の方法

(2) 当該電磁的記録が前号に掲げるもの以外のものである場合 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。

3 第1項各号及び前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録を電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）により送信することが可能であるときは、当該方法とすることができる。この場合において、電子メールで送信する当該電磁的記録は、暗号化その他個人の権利利益を保護するために必要な措置が講じられたものでなければならない。

(令6規則17・追加)

(開示に要する費用)

第4条 条例第4条に規定する開示に要する費用は、別表のとおりとする。ただし、当該費用には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第

226号)の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、あらかじめ納付しなければならない。

3 第1項の費用を納付する方法は、現金又は納入通知書により納付する方法とする。

4 政令第28条第4項の規則で定める方法は、現金若しくは郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券又は納入通知書により納付する方法とする。

(令6規則17・旧第2条繰下・一部改正)

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令6規則17・旧第3条繰下)

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則 (令和6年3月7日規則第17号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

(令6規則17・一部改正)

種別	開示の実施方法	金額
文書又は図画	複写機により複写したものの交付(白黒)	1面10円(A3まで)
	複写機により複写したものの交付(カラー)	1面30円(A3まで)
	その他の方法により複写したものの交付	写しの作成に要する額
電磁的記録	光ディスク(DVD-Rに限る。)に複製したものの交付	1枚100円
	用紙に出力したものの交付(白黒)	1面10円(A3まで)
	用紙に出力したものの交付(カラー)	1面30円(A3まで)
	その他の方法により複製したものの交付	複製物の作成に要する額